



企業結合会計基準の特徴

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 辻, 峰男 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00001272

企業結合会計基準の特徴

辻 峰 男

I 序

企業会計審議会は、平成15年10月31日付で「企業結合会計に係る会計基準の設定に関する意見書」(以下「意見書」)を公表した。「意見書」は、会計基準の国際的統一の動向からすると複数の点で国内的である。

II 国際財務報告基準

国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee, IASC) による国際会計基準 (International Accounting Standard, IAS) は、関係者の国際的な合意もしくは要求によって拘束力・強制力を確保しようとする私的セクターにおける規範であった。この場合の関係者とは、IASCの会員である職業会計士団体であって、拘束力を備えた会計基準を設定する国内団体としての米国財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board, FASB) や英国会計基準審議会 (Accounting Standards Board, ASB) ではなかった (Mueller [1981, p. 27] 及び黒田 [1989, 30頁])。

独国がIASに対する世界中でもっとも否定的な国家であったということは事実として指摘されてよいと思われる (IASC [1988b])。この独国の一部巨大企業による1994年事業年度における少なくとも表見的には突然なIAS適用財務諸表の公表は、国際的な事業活動に対するIASの有用性を示すものであった (Niehus [1995, S. 937-940])。

グローバル化に対応すべく従前には設けられてこなかった会計基準設定主体の設置に関する法規定にあつて、IAS及びUS-GAAPを指し示して、独国における「国際的に認められた会計原則」、EU加盟国のうち他の有力国である仏国における「国際的ルール」及び「国際的に認められたルール」という文言が用いられた。これら両国において、個別財務諸表の伝統を堅持しながらも、自国法による連結会計基準の国際競争力の欠如をこのように公然と認める事態を招来した誘因として、企業の投資活動を媒介とする経済成長の推進による失業問題の軽減を図りたいという政府の思惑、企業の資金需要が旺盛であるにもかかわらず

らずそれぞれの国内資本市場が未成熟であるという事実などが考えられる(黒田[1998, 2-3頁])。

グローバル化への対応には、国内会計基準を国際基準と同一に改正する方法と、国際基準そのものを採用する方法という、2つの方策があるように思われる。EU加盟国にとって見れば、前者の場合、EC第7号指令の改正に時間を要することおよびUS-GAAPの設定に関与することができないという短所があれば、IASC枠組みの改組を前提とするIASの適用が最善の選択ということになる。

国際会計基準審議会(International Accounting Standards Board、IASB)新体制下における常勤メンバーによる国内会計基準設定主体とのリエゾン責任の遂行を伴う国際財務報告基準(International Financial Reporting Standard、IFRS)の作成公表は、旧体制に見られた適用の不確保の問題の解決を図る(辻[2002]参照)。

2002年5月27日付で、国際的な会計基準の適用に関する欧州議会および理事会規則が採択された(EU[2002])。その第1条は、本共同体において国際的な会計基準を適用・使用する目的を明記する。すなわち、財務諸表の透明性および比較可能性を高め、もって共同体資本市場および域内市場の効率性を機能させる、公募会社によって提示される財務情報を調和化させるのである。ここでの「国際的な会計基準」とは、IASBにより公表採択されたIAS、IFRSおよびこれらに関する解釈指針(SIC-IFRIC interpretation)(後の修正分、将来作成分を含む。)を指す(art.2)。

ただし、国際的な会計基準が採用されるのは、これらの基準が真実かつ公正な写像の原則に反することなくかつ欧州の公益にかなっている場合であり、経済的意思決定の実施や経営者の受託責任の評価に必要な財務情報の理解可能性、目的適合性、信頼性および比較可能性の基準を満たす場合である。採用された基準は、EC官報において、委員会規則として全文がそれぞれの公式言語に翻訳される必要がある(art.3)。

加盟国法律による会社は、2005年1月1日以後に開始する会計年度について、定められた方法で、国際的な会計基準に準拠した連結計算書類を作成しなければならない(art.4)。ただし、年次計算書類および非公募会社についての当該基準への準拠は、加盟国の選択に委ねられている(art.5)。

Ⅲ 米国財務会計基準審議会

世界各国におけるIASないしIFRSの適用を否定する集団は、米国経済圏として指摘することができよう(Deloitte Touche Tohmatsu[2003, pp.11-14])。米国証券取引委員会(Securities and Exchange Commission、SEC)は、他国の米国上場企業に対してUS-

GAAPに準拠する財務諸表の作成提出を要求する。この立場にあつては国際的な会計基準は米国のそれであつて、IASでもIFRSでもない。米国におけるこの立場に変化をもたらしたものが、いわゆる2001年のエンロン事件及び2002年のワールドコム事件であつた。

2002年9月18日、FASBは、IASBと相互理解への覚え書きを結び、次の事項に同意した(FASB/IASB[2002])。

- a) US-GAAPとIFRSとの相違を改善する短期プロジェクトへの着手
- b) FASBとIASBが個別に相互に行うプロジェクトの結果2005年1月1日付で存する差異の除去
- c) 共同プロジェクトの継続、並びに
- d) 活動調整への相互解釈機関の促進。

FASB及びIASBは、2003年中に短期プロジェクトで扱われる一部または全部の共通の解決を反映するUS-GAAPまたはIFRSへの変更を提案する公開草案の公表に向けて全力をつくすことが同意されていた。

そして、SEC会計チーフは、FASBによる公開草案の公表と、IASBによるIAS第32号及び第39号における公開草案の公表を歓迎した(U.S.SEC[2003])。米国側の対応は、APB Opinion第20号及びSFAS第3号、APB Opinion第29号並びにSFAS第128号を修正するもので、以下の会計事項を提案するものである(FASB[2003])。

- a) 会計方針における自主的な変更は、現在要求される累積的な差額調整ではなく、訴求的な適用を要求する。
- b) 1株当たり利益計算における3事項の変更。
- c) 資産交換は、当該交換が商業上の実質を有していない場合には、交換の公正価値に基づき類似性生産資産に交換に基づき損益を認識することを要求する。
- d) 理想能力の異常(アブノーマル)価額及び損傷コストは、棚卸資産原価から排除され、発生時に費用処理される。

このノーウォーク合意が比較的軽微な相違を調整するに過ぎず、米国におけるIFRSの否定的見地に何ら変更がないのかは(斎藤[2003, 8頁])、今しばらく相互の動向を追跡する必要があるように思われる。

IV 企業結合会計の理論

企業結合会計に係る会計処理は、理論上、プーリング法、パーチェス法およびフレッシュスタート法という3つの方法が考えられている。これらの会計処理方法の相違は、会計結果および理論的根拠の点から、以下の図表1のとおりに要約されうる。

図表1 企業結合会計方法の相違

項 目	プーリング法	パーチェス法	フレッシュスタート法
結合当事企業の資産・負債の取引価格に基づく評価を行うか	×	△ (被取得企業分)	○ (すべて)
取引価格に示されるのれんを認識するか	×	○	○
結合当事企業の利益剰余金を引き継ぐか	○ (すべて)	△ (取得企業分)	×
結合日前の利益を結合するか	○	×	×
引渡対価の性質は会計と関係があるか	△ (株式のみ)	×	×
結合当事企業は結合取引の当事者とみなされるか	×	○	○
結合取引の結果として新しい企業体を創出するか	×	×	○
	(結合当事企業が結合された形で存続)	(支配力を有する結合当事企業が存続)	
結合当事企業の資産・負債の一部・全部に対する支配が変化するか	×	△ (非取得企業)	○ (すべて)

(出所) IASC [1998, pars. 37, 55].

V 新会計基準の特徴

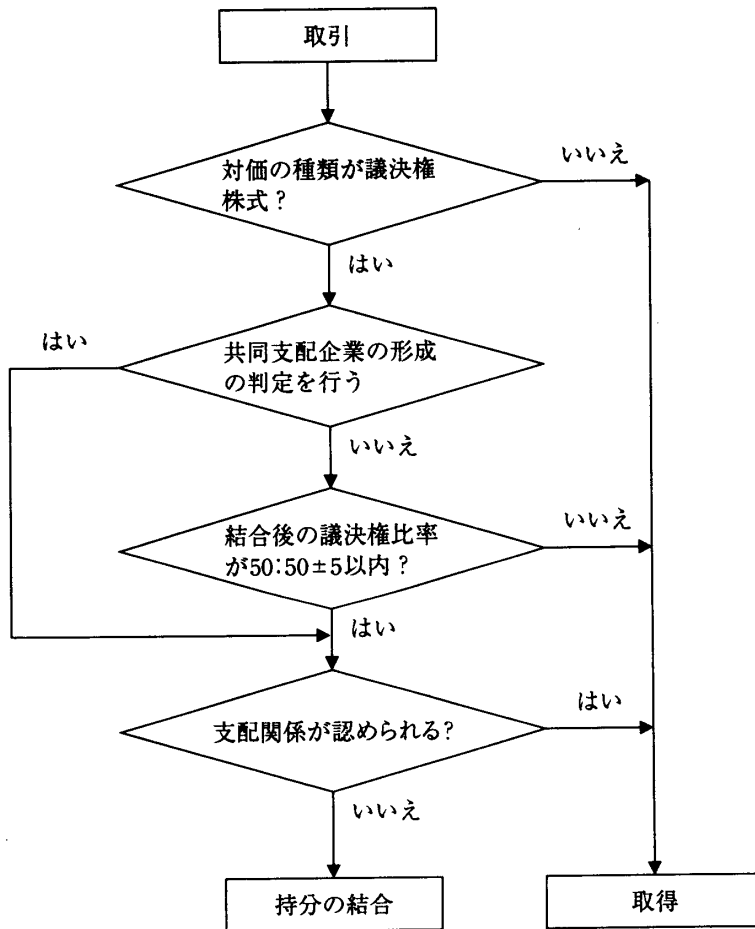
企業会計審議会は、平成15年10月31日付けで「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」を公表した。「意見書」には、「企業結合に係る会計基準」および「企業結合に係る会計基準注解」が扱われている。

その対象取引は、合併、株式交換等の企業結合の法的形式を問わず包括的なものであり、独立企業同士の結合の他、共同支配企業の形成及び共通支配下の取引(特徴1)である。

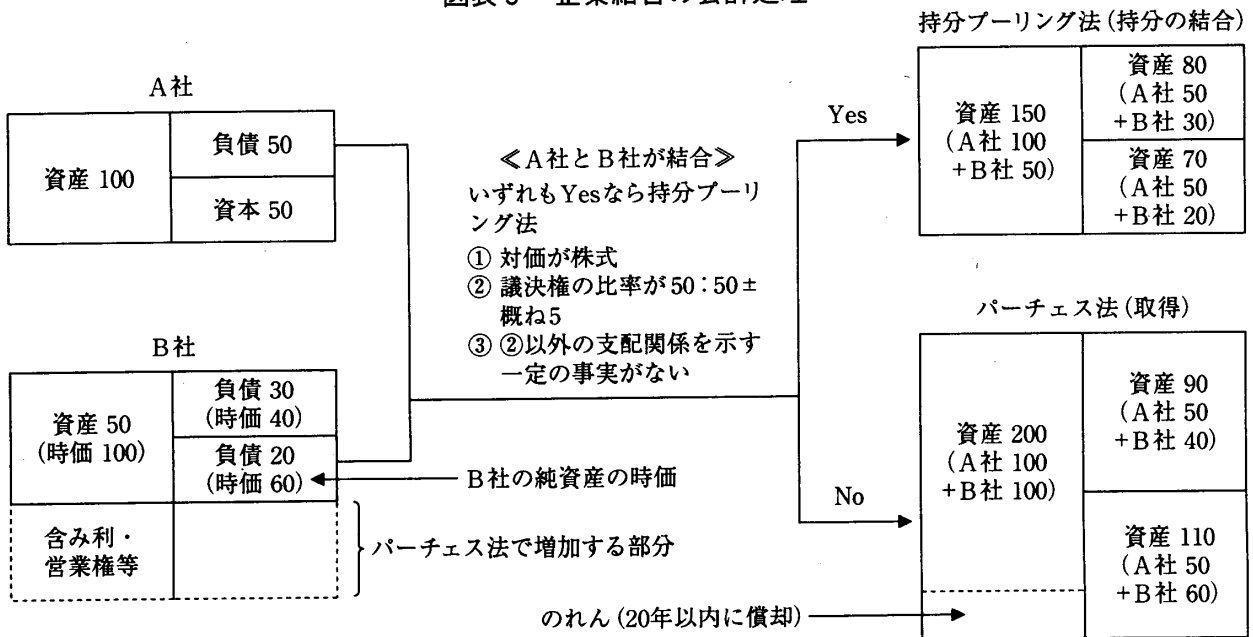
企業結合は、「取得」または「持分の結合」という2つに類型され、「取得」と判定された企業結合には、パーチェス法が適用される。取得した資産及び負債は時価で受け入れられ、のれん(または負ののれん)は20年以内に定期的に償却される(特徴2)。「持分の結合」と判定された企業結合には、持分プーリング法が適用され(特徴3)、結合当時企業の資産、負債及び資本を簿価で引き継ぐ。

この判定プロセス及び2つの方法の違いを、それぞれ図表2及び図表3で示した。

図表2 「取得」と「持分の結合」の判定



図表3 企業結合の会計処理



(出所) 企業会計審議会 [2003]

VI 国際的な企業結合会計基準

1983年11月公表のIAS22「企業結合の会計」[IASC, 1983]は、企業結合を、他の企業による一以上の企業の支配の獲得または二以上の企業の持分の結果と定義していた(par. 3)。この企業結合の大部分は取得であり(par. 4)、パーチェス法により会計処理されなければならない(par. 36)。結合後の企業に存するリスクおよび便益を継続的に相互に保有し、取引の基本が主として関係企業の議決権付普通株式の交換で、結合企業の純資産および営業の(事実上の)全体がひとつのエンティティに結合されているという条件を満たす、持分の結合と考えられる例外的な企業結合にあつては、プーリング法が適用されてもよい(may be used)とされた(pars. 36-38)。

1993年12月および1998年7月という2度の改訂を受けた後の現行IAS22「企業結合」[IASC, 1988a]は、企業結合を、一企業が他企業と合体または他企業の純資産および営業に対する支配を獲得することによって各企業を一つの経営エンティティに統合することと定義する(par. 8)。改訂前と同様に、ほとんどすべての企業結合において、結合前企業のひとつが他の結合前企業の支配を受けており、それにより取得企業の識別が可能であり(par. 10)、取得企業を確定しえない場合は例外であるとする(par. 13)。そして、取得の場合には、パーチェス法を用いて会計処理しなければならない(par. 17)、持分の結合の場合には、プーリング法を用いて会計処理しなければならない(should be accounted for)ことを規定する(par. 77)。

IASB体制が発足して、改訂IAS22の見直しが行われているようである。2002年12月に公表されたIFRS・ED3「企業結合」[IASB, 2002a]は、企業結合を、別個のエンティティまたはエンティティの営む事業を、ひとつの報告エンティティに統合することと定義し(par. 4)、基準書の範囲にあるすべての企業結合に対して、パーチェス法のみ適用による会計処理を義務づける(par. 13)。その論拠にあつては、比較可能性等、先のIASC[1998]を検討しているようである(IASB[2002b, pars. BC18-23]参照)。

他方、米国では、2001年6月、FASBは、SFAS141「企業結合」[FASB, 2001]を公表し、上記調査にもあつたそれまでの会計基準を改めるに至った。すなわち、1970年8月公表のAPB16「企業結合」[APB, 1970]は、企業結合を、一つの会社が一以上の会社組織または非会社組織のビジネスと一緒に、単一の会計単位となったときに生じるものであつて、当該単一企業は、それまで個々に独立していた企業活動を継続する、と定義する(par. 1)。この企業結合に対して、APB16は、結合は単一取引で実行されるかまたは特定の計画に従つて結合計画開始から1年以内に完了すること等という、12の識別規準を設け、これをすべて満たす場合にのみプーリング法を適用し、一つの規準でも満たさない場合にはパーチェ

ス法を適用することを要求していた (par. 44)。

他方、新たに設定されたSFAS141によれば、企業結合が生じるのは、ビジネスを構成する正味資産の取得または一以上の企業の株式を取得するならびに企業または企業集団の支配権を獲得するときであり (par. 9)、その具体例として、(a) 一以上の企業が買収されるかまたは子会社となる等を挙げている (par. 10)。

そして、その範囲において、SFAS141は、すべての企業結合にパーチェス法を用いて会計処理することを要求する (par. 13)。パーチェス法が交換対価の性質いかんにかかわらず同一に資産・負債を認識・測定する等をその論拠としている (pars. B29-42)。

Ⅶ むすびにかえて

わが国は、会計の国際的類型化研究において、独国及び仏国と同じEU大陸グループに属するものとされてきた (辻「1998, 142-143頁」)。これら両国がEU加盟国としてIAS/IFRSを適用する2005年を目前にして、わが国はきわめて国内的な企業結合会計基準を設定した。他方で、金融庁は、国内企業がIAS/IFRSを適用することを検討しているとも報道されており (『日本経済新聞』平成16年1月7日、13版、4頁)、これが実現された場合、わが国国内企業の作成する財務諸表には日本国型、米国型及びIAS/IFRS型という3種類が併存することになる。

【参考文献】

- [1] APB, Accounting Principle Board [1970]: *Accounting Principle Board Opinion No. 16 Business Combination.*
- [2] Council of the European Communities [1978]: *Fourth Council Directive 78/660/EEC of 25 July 1978 based on Article 54 (3) (g) of the Treaty on the annual accounts of certain types of companies.*
- [3] Council of the European Communities [1983]: *Seventh Council Directive 83/349/EEC of 13 June 1983 based on Article 54 (3) (g) of the Treaty on the consolidated accounts.*
- [4] Deloitte Touche Tohmatsu [2003]: *IFRS in your POCKET*, 76pp.
- [5] European Commission [2001]: *Examination of the conformity between International Accounting Standards (IAS) and the European Accounting Directives: IAS1 - IAS41.*
- [6] European Union [2001]: *DIRECTIVE 2001/ /EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of amending Directives 78/660/EEC, 83/349/EEC and 86/635/EEC as regards the valuation rules for the annual and consolidated accounts of*

- certain types of companies as well as of banks and other financial institutions.*
- [7] European Union [2002]: *REGULATION (EC) No /2002 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of on the application of international accounting standards.*
- [8] FASB, Financial Accounting Standards Board [2001]: *Statement of Financial Accounting Standards No. 141 Business Combinations*, Norwalk.
- [9] FASB and IASB [2002]: *Memorandum of Understanding "The Norwalk Agreement"*, 2pp.
- [10] FASB, Financial Accounting Standards Board [2003]: *News Release 12/15/03.*
- [11] IASB, International Accounting Standards Board [2002a]: *Exposure Draft ED3 Business Combinations*, London.
- [12] IASB, International Accounting Standards Board [2002b]: *Basis for Conclusions on Exposure Draft ED3 Business Combinations.*
- [13] IASC, International Accounting Standards Committee [1983]: *International Accounting Standards 22 Accounting for Business Combinations*, London.
- [14] IASC, International Accounting Standards Committee [1988a]: *International Accounting Standards 22 Accounting for Business Combinations (revised 1998)*, London.
- [15] IAS, International Accounting Standards Committee [1988b]: *Survey on the Use and Application of International Accounting Standards 1988*, London.
- [16] IASC, International Accounting Standards Committee [1998]: *G4+1 Position Paper: Recommendations for Achieving Convergence on the Methods of Accounting for Business Combinations, A Discussion Paper issued for comment by the Staff of the International Accounting Standards Committee*, London.
- [17] Mueller, Gerhard G. [1981]: "The Race to Set International Standards for Financial Accounting and Reporting", *Annals of the School of Business Administration*, Kobe University, No.25, pp.17-38.
- [18] Niehus, Rudolf J. [1995]: „Zur Internationalisierung der Konzernabschlüsse der Bayer AG und der Schering AG“, *Der Betrieb*, 48. Jg., Nr.19 (Mai), S.937-940.
- [19] U.S.SEC [2003]: *SEC Chief Accountant Welcomes Actions by FASB and IASB, Fro Immediate Release 2003-178*, Washington, D.C., Dec.19, 2003.
- [20] 企業会計審議会 [2003]: 企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書、平成15年10月31日。
- [21] 黒田全紀 [1989]: 『EC会計制度調和化論』、神戸大学経営学双書 (有斐閣)、349頁。
- [22] 黒田全紀 [1998]: 「連結会計基準の国際化競争—グローバル化と伝統—」、『近畿C.P.A. ニュース』、第469号、2-4頁。
- [23] 斎藤静樹 [2003]: 「企業会計基準委員会の基本姿勢」、『会計基準』、創刊号、5-8頁。

- [24] 辻 峰男 [1998]:『オフバランス会計の国際比較』、第2版、白桃書房。
- [25] 辻 峰男 [2002]:「金融ビッグバンと国際会計基準—日仏会計制度比較論—」、『信託研究奨励金論集』、第23号、103-127頁。